掲載日：令和４年４月１日

福祉コミュニティセンター入浴施設の使用について

鹿児島市福祉コミュニティセンター（以下、コミセン）の入浴施設は、鹿児島市内に住む６５歳以上の高齢者及び障害者手帳等の交付を受けている方が使用できます。また、お一人で入浴が困難な身体障害者及び療育手帳を交付されている方は、介添え者と一緒にご使用いただけます。

入浴施設使用のお申込みならびに使用にあたりまして、下記事項についてあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

１．入浴施設の使用について

コミセンの入浴施設の使用を希望される方は、コミセン１階事務所にて、温泉使用申請書に必要事項を記入の上、申請手続きを行ってください。申請には、ご住所、年齢などの確認ができる身分証明書のご持参をお願いいたします。また、申請内容に変更が生じたときは、速やかに変更手続きを行ってください。

２．使用時間

10：00～17：00（月曜日・祝日・年末年始を除く）

※会館当日・翌開館日の準備業務の為、受付は 10：00～16：30 でご案内しています。

ただし、身体障害者用浴室の使用は下記の通り

(1)10：00～12：00　お一人で入浴が困難な身体障害者及び療育手帳を交付されている方が、異性の介添え者と一緒に入浴される場合

(2)12：00～17：00　上記以外の方で、障害者手帳等の交付を受けている方及び介添え者

※介添えを必要とされる方は、あらかじめコミセン１階事務所にてお申し出ください。

３．使用料金について

浴室の使用料　１人１回１００円

使用日当日に温泉利用証をご提示の上、受付にてお支払いください。

４．使用料の免除について

障害者手帳等の交付を受けている方は、申請により浴室使用料の免除をいたします。

証明書類をご持参のうえ、コミセン１階事務所で申請してください。

５．使用のお断り

お客様が次の事項に該当した場合や、コミセン職員が該当すると判断した場合は、使用をお断りいたします。

(1)酒気帯び等のため、他の入浴利用者の迷惑となるおそれがある場合

(2)利用者や職員等に対し罵声や怒声等を発し、他人に恐怖心を与え若しくは抱かせるおそれがある場合

(3)浴室や館内等の決められた場所以外で大小便や粗相をして、他の利用者の不快や迷惑になると認められる場合

(4)館内において館の規律やルールを無視して勝手な行動や行為をし、あるいは他の利用者を煽動したりして館の秩序を乱すおそれのある場合

(5)館内で他人の物を取ったり、盗んだりして、勝手に占有していると認められる場合

(6)疾病等のため医師又は健康相談員から入浴を禁じられている方が入浴しようとする場合

(7)その他館長の指導や指示に従わず、それを無視して入浴しようとし、または入浴した場合

６．休憩室での禁止事項

休憩室において次に掲げる各号につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮ください。

(1)物品の販売又はこれに類する行為
(2)物品の展示
(3)有料無料を問わず、鍼灸行為又はこれに類する行為
(4)飲酒
(5)前各号に掲げるもののほか休憩室にふさわしくない行為

７．消火設備、非常口の確認について

不時の災害、事故などに備え消火設備の位置、非常口などは前もってご確認ください。

８．駐車場について

施設構内の駐車場がご利用いただけますが、台数に限りがありますので、健康な方はできるだけ専用駐車場をご利用ください。

９．その他

施設の使用に当たっては、細心の注意を心掛け事故防止に努めるようお願いいたします。また、コミセンの施設及び備品等は利用者同士で譲りあい使用してください。占有することのないようお願いいたします。

10．定款約款条項の変更

これらの条項は、民法上の定款約款に該当し、各条項は、利用者の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づいて変更します。

これらの条項を変更したときは、その効力発生日の１か月前に、変更後の規定の内容を本会のウェブサイト及び施設内に掲載します。

11．効力発生日

これらの条項は、令和４年５月１日から有効とします。

鹿児島市福祉コミニティセンター
〒892-0803 鹿児島県鹿児島市祇園之洲町１番地２
TEL:099(248)1200　FAX:099(248)2211